

## 水質関係

### 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

- 平成11年2月環境庁告示第14号（一部改正）
- 平成21年11月環境省告示第78号（一部改正）
- 平成23年10月環境省告示第94号（一部改正）
- 平成26年11月環境省告示第126号（一部改正）

### 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

（27物質）

項 目	基準値 (mg/L)	項 目	基準値 (mg/L)
カドミウム	0.003	1,1,1-トリクロロエタン	1
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006
鉛	0.01	トリクロロエチレン	0.01
六価クロム	0.05	テトラクロロエチレン	0.01
砒素	0.01	1,3-ジクロロプロペン	0.002
総水銀	0.0005	チウラム	0.006
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02
ジクロロメタン	0.02	ベンゼン	0.01
四塩化炭素	0.002	セレン	0.01
1,2-ジクロロエタン	0.004	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
1,1-ジクロロエチレン	0.1	ふっ素	0.8
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	ほう素	1
		1,4-ジオキサン	0.05

#### 備 考

1. 基準値は年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

## 生活環境の保全に関する環境基準

### (1) 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	——
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	——
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	——
備考 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。） 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。） 以下省略						

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/L 以上	—

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下
Ⅱ	水道1,2,3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。  
2. 水域タイプの指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。  
3. 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

(3) 海域  
ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	検出されない こと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—
備考 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。						

**水生生物保全環境基準（市内の公共用水域は未指定）**

平成 15 年 11 月環境省告示第 123 号（一部改正）・・・全重鉛

平成 24 年 8 月環境省告示第 127 号（一部改正）・・・ノニルフェノール

平成 25 年 3 月環境省告示第 30 号（一部改正）・・・LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

ア. 河川及び湖沼

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は、年平均値とする。				

イ. 海域

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考 基準値は、年平均値とする。				

千代川の環境基準

水 域 名	告 示 年月日	類 型	環境基準 の 達成期間	基 準 値				
				pH	BOD mg/L	SS mg/L	DO mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL
千代川上流 有富川との合流点 から上流	S46. 9. 14	河川 A A	直ちに達 成する	6.5 ～ 8.5	1 以下	25 以下	7.5 以上	50以下
千代川下流 有富川との合流点 から下流	〃	河川 A	〃	〃	2 以下	〃	〃	1,000以下

湖山池の環境基準

水 域 名	告 示 年月日	類 型	環境基準 の 達成期間	基 準 値				
				pH	COD mg/L	SS mg/L	DO mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL
湖 山 池	S46. 9. 14	湖沼 A	5年以内で 可及的すみ やかに達成 する	6.5 ～ 8.5	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000以下
<b>第3期湖山池水質 管理計画 水質目標値(H33 年度) 5.5 以下</b>								

水 域 名	告 示 年月日	類 型	環境基準 の 達成期間	基 準 値	
				全窒素 mg/L	全リン mg/L
湖 山 池	H8. 4. 19	湖沼 III	段階的に暫定目標 を達成しつつ、環境 基準の可及的速や かな達成に努める	0.4 以下  <b>第3期湖山池水質管理計画 水質目標値(H33年度) 0.60 以下</b>	0.03 以下  <b>第3期湖山池水質管理計画 水質目標値(H33年度) 0.066 以下</b>